

「土木工事共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・令和6年度に発出された通知等に基づき修正や追加を行う。

2 主な改定点

	工種等	変更点
第1編 共通編	1章1節（総則） 2 用語の定義	●「現場説明書」の削除
	19 建設副産物	●5「受領書の交付」追記（国準拠） ●7「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」追記（国準拠） ●8「建設発生土の運搬を行う者に対する通知」追記（国準拠） ●9「建設発生土の運搬先に対する受領書の交付請求等」追記（国準拠）
	26 週休二日の対応	●国に準じて記載内容修正 『週休二日に取り組み，その実施内容を監督職員に報告しなければならない。』
	3章9節（暑中コンクリート） 2 施工	●3「打設時のコンクリート温度」上限値の修正（コンクリート標準示方書による） 『所定の品質を確保できる場合は38℃とし』
第2編 材料編		●書籍の更新による修正 ●誤字修正
第3編 工事共通編	1章1節（総則） 7 工事完成図書の納品	●2「電子納品の提出」情報共有システムを用いた場合 『情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は，正本1部提出』
	2章3節（共通的工種） 25 銘板工	●3「銘板工」修正（国準拠） 『製作年月』→『完成年月』
第6編 河川編		●書籍の更新による修正 ●誤字修正
第7編 河川海岸編		●誤字修正
第8編 砂防編		●書籍の更新による修正 ●誤字修正

第9編 ダム編		●書籍の更新による修正 ●誤字修正
第10編 道路編		●書籍の更新による修正 ●誤字修正変更無し
第11編 その他	5章3節（植生基材吹付工）	●2「植生基材吹付工」修正
	7章1節（ 工事着手前に確認すべき事項 ）	表5-1 種子の標準配合→表5-1 種子の種類 ●3「暴力団関係者以外による不当介入」追加 ●3「監理技術者等の途中交代」削除 ⇒土木工事請負必携へ記載 ●4「監理技術者等の専任を要しない期間」削除 ⇒土木工事請負必携へ記載 ●5「現場代理人の常駐に関する取扱い」削除 ⇒土木工事請負必携へ記載 ●18「建設業法第26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い」削除 ⇒土木工事請負必携へ記載 ●19「現場代理人の兼任」削除 ⇒土木工事請負必携へ記載 ●20「工事現場の現場環境改善」修正 港湾・漁港工事を含む→港湾・漁港工事を除く ●削除に伴う条項の修正

（第4編，5編は欠番）